b_{22}　２号認定子ども数（３歳・私立・短時間）のうち「第４階層」の「所得割57,700円未満」の「第１子」の「ひとり親世帯等以外」の数

b_{23}　２号認定子ども数（３歳・私立・短時間）のうち「第４階層」の「所得割57,700円未満」の「第１子」の「ひとり親世帯等」の数

b_{24}　２号認定子ども数（３歳・私立・短時間）のうち「第４階層」の「所得割57,700円未満」の「第２子」の「ひとり親世帯等以外」の数

b_{25}　２号認定子ども数（３歳・私立・短時間）のうち「第４階層」の「所得割57,700円以上」の「第１子」の数

b_{26}　２号認定子ども数（３歳・私立・短時間）のうち「第４階層」の「所得割57,700円以上」の「第２子」の数

b_{27}　２号認定子ども数（３歳・私立・短時間）のうち「第５階層」の「第１子」の数

b_{28}　２号認定子ども数（３歳・私立・短時間）のうち「第５階層」の「第２子」の数

b_{29}　２号認定子ども数（３歳・私立・短時間）のうち「第６階層」の「第１子」の数

b_{30}　２号認定子ども数（３歳・私立・短時間）のうち「第６階層」の「第２子」の数

b_{31}　２号認定子ども数（３歳・私立・短時間）のうち「第７階層」の「第１子」の数

b_{32}　２号認定子ども数（３歳・私立・短時間）のうち「第７階層」の「第２子」の数

b_{33}　２号認定子ども数（３歳・私立・短時間）のうち「第８階層」の「第１子」の数

b_{34}　２号認定子ども数（３歳・私立・短時間）のうち「第８階層」の「第２子」の数

c　２号認定子ども数（３歳・私立）のうち「合計」の数

α_n　別表第二のイ欄に定める月額単価

D　次の算式によって算定した額

算式

$a \times b_1 / c \times 9{,}000円 \times 6 + a \times b_2 / c \times 9{,}000円 \times 6$

$a \times b_1 / c$及び$a \times b_2 / c$に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

a　基礎数値等調査に基づいて報告された「06　教育保育給付（３号・私立）」の「令和元年10月１日時点児童数」の数

b_1　基礎数値等調査に基づいて報告された「06　教育保育給付（３号・私立）」の「平成31年４月１日時点所得階層ごと児童数」（以下「３号認定子ども数（私立）」という。）のうち「保育標準時間」の「第２階層」の「第１子」の「ひとり親世帯等以外」の数（aが１以上かつ３号認定子ども数（私立）が０のときは、総務大臣が通知した数とする。算式の符号Dの算式の符号中b_2及びcにおいて同じ。）

b_2　３号認定子ども数（私立）のうち「保育短時間」の「第２階層」の「第１子」の「ひとり親世帯等以外」の数

c　３号認定子ども数（私立）のうち「合計」の数

E　次の算式によって算定した額

算式

$\sum_{n=1}^{17} (a \times b_n / c \times \alpha_n \times 6)$

$a \times b_n / c$に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、$a \times b_n / c \times \alpha_n \times 6$に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

a　基礎数値等調査に基づいて報告された「01―１　教育保育給付（１号・公立）」の「令和元年10月１日時点児童数」の数

b_1　基礎数値等調査に基づいて報告された「01―１　教育保育給付（１号・公立）」の「平成31年４月１日時点所得階層ごと児童数」（以下「１号認定子ども数（公立）」という。）のうち「第１階層」の数（aが１以上かつ１号認定子ども数（公立）が０のときは、総務大臣が通知した数とする。算式の符号Eの算式の符号中b_2からb_{19}まで及びcにおいて同じ。）

b_2　１号認定子ども数（公立）のうち「第２階層」の「第１子」の「ひとり親世帯等以外」の数

b_3　１号認定子ども数（公立）のうち「第２階層」の「第１子」の「ひとり親世帯等」の数

b_4　１号認定子ども数（公立）のうち「第２階層」の「第２子」の「ひとり親世帯等以外」の数

b_5　１号認定子ども数（公立）のうち「第２階層」の「第２子」の「ひとり親世帯等」の数

b_6　１号認定子ども数（公立）のうち「第２階層」の「第３子以降」の「ひとり親世帯等以外」の数

b_7　１号認定子ども数（公立）のうち「第２階層」の「第３子以降」の「ひとり親世帯等」の数

b_8　１号認定子ども数（公立）のうち「第３階層」の「第１子」の「ひとり親世帯等以外」の数

b_9　１号認定子ども数（公立）のうち「第３階層」の「第１子」の「ひとり親世帯等」の数

b_{10}　１号認定子ども数（公立）のうち「第３階層」の「第２子」の「ひとり親世帯等以外」の数

b_{11}　１号認定子ども数（公立）のうち「第３階層」の「第２子」の「ひとり親世帯等」の数

b_{12}　１号認定子ども数（公立）のうち「第３階層」の「第３子以降」の「ひとり親世帯等以外」の数

b_{13}　１号認定子ども数（公立）のうち「第３階層」の「第３子以降」の「ひとり親世帯等」の数

b_{14}　１号認定子ども数（公立）のうち「第４階層」の「第１子」の数

b_{15}　１号認定子ども数（公立）のうち「第４階層」の「第２子」の数

b_{16}　１号認定子ども数（公立）のうち「第４階層」の「第３子以降」の数

b_{17}　１号認定子ども数（公立）のうち「第５階層」の「第１子」の数

b_{18}　１号認定子ども数（公立）のうち「第５階層」の「第２子」の数

b_{19}　１号認定子ども数（公立）のうち「第５階層」の「第３子以降」の数

c　１号認定子ども数（公立）のうち「合計」の数

α_n　別表第一に定める月額単価

F　次の算式によって算定した額

算式

$\sum_{n=1}^{34} (a \times b_n / c \times \alpha_n \times 6)$

$a \times b_n / c$に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、$a \times b_n / c \times \alpha_n \times 6$に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。